

白 糠 町 農 業 委 員 会  
第 2 1 回 総 会 議 事 録

自 令和 4 年 7 月 26 日  
至 令和 4 年 7 月 26 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 2 1 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令 和 4 年 7 月 26 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	×		農 地
2	田 代 幸 男	○	○	農 地
3	對 木 範 誉	×		農 地
4	澁 谷 幸 子	○		総 務
5	松 田 浩 二	○		農 地
6	石 田 正 義	×		総 務
7	峯 田 弘 子	○		総 務
8	酒 井 伸 吾	○	○	農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明  
係 長 澁谷直樹  
主 事 林 直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名  
日程 2 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
日程 3 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請  
日程 4 議案第70号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告  
日程 5 議案第71号 農用地利用集積計画の作成の要請  
日程 6 議案第72号 白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見

開会 午後 1 時30分

議長 これより第21回農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員数は6名であります。  
1 番中河議員、3 番對木委員、6 番石田委員より欠席の届出があります。  
白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。  
8 番 酒井委員、2 番 田代委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」。  
下記のとおり「農地法第3条の3第1項の規定による届出」があったので報告する。  
令和4年7月26日提出  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。  
号別1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●  
次のページをお開き下さい。  
先日、相続人であります●●●様より相続の届け出がありました。対象農地の箇所について、4ページから5ページまでの「位置図及び地番図」にて掲載しておりますので、ご参照願います。  
なお、対象地については、●●●様を含め9名での共有となっております、長井様は共有持分の9分の1を相続されました。  
また、今回相続された共有持分の9分の1については、次の議案において、審議の対象となっております。  
以上、報告第12号の説明とさせていただきます。

議長 報告第12号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、報告第12号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第2 報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

議長 日程第3 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」を議題といたします。  
なお、議案中号別2については、私と澁谷委員が、会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、号別1の審議終了後に一度退席し、職務代理に務めていただきます。  
それでは、まず号別1について事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請」。  
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。  
令和4年7月26日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。  
号別1、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●  
号別2、貸主 ●●● 借主 合同会社●●●

次のページをおめくり願います。  
許可申請の内容をご説明いたします。

号別1、譲渡人は●●●様であります。土地の所在地は●●●のほか合計3筆。面積は●●●平方メートルになります。なお、先ほどの報告第12号にてご説明したとおり、●●●様の共有持分は9分の1でありますので、本申請は、この共有持分9分の1を同じく共有持分9分の1を有する●●●様に贈与するものであります。  
位置図及び地番図は8ページ、9ページに記載しております。  
以上、議案第69号 号別1の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。  
澁谷委員お願いします。

澁谷委員 4番 澁谷です。  
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

議長 議案第69号 号別1の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第69号 号別1につきましては、原案のとおり決定いたします。  
続きまして、号別2の審議となりますので、私と澁谷委員は一度退席し、職務代理者に、務めていただきます。

酒井委員、お願いいたします。  
暫時休憩します。

《林会長、澁谷委員退席》

職務代理者  
(酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。  
それでは、引き続き会議を進めます。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 号別2、貸主は●●●様であります。所在地は●●●のほか合計8筆になります。面積は、●●●平方メートルになります。借主は合同会社●●●様。賃借料は年●●●円(反当り約●●●円)。令和4年8月1日から1年間8か月の契約となっております。  
位置図及び地番図は10ページ、11ページに記載しております。  
以上、議案第69号 号別2の説明とさせていただきます。

職務代理者  
(酒井委員) ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。  
峯田委員お願いします。

峯田委員 7番 峯田です。  
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、今後も農地の有効利用が図られるものと思われま。

職務代理者  
(酒井委員) ただいま説明のありました、議案第69号 号別2の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

職務代理者  
(酒井委員) 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

職務代理者 (酒井委員) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第69号 号別2につきましては原案のとおり決定いたします。  
暫時休憩します。

《林会長、澁谷委員入室》

職務代理者 (酒井委員) 林会長、澁谷委員にお伝えします。  
議案第69号 号別2につきましては原案のとおり決定いたしました。  
それでは、議長を交代いたします。  
暫時休憩いたします。

議長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議長 日程第4 議案第70号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」を議題といたします。なお、議案中、号別5について、私と澁谷委員は会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、号別1から号別4の審議終了後に一度退席し、職務代理者に務めていただきます。  
それでは、まず号別1から号別4につきまして、事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第71号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

令和4年7月26日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1 法人の名称 株式会社 ●●●

号別2 有限会社 ●●●

号別3 合同会社 ●●●

号別4 株式会社 ●●●

号別5 合同会社 ●●●

次のページをご覧願います。

「農地所有適格法人要件確認書」

号別1から号別4について、確認書の要件は、4つに分かれております。形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっておりますが、すべてを満たすと考えております。

以上、議案第71号 号別1から号別4の説明とさせていただきます。

議長 議案第70号 号別1から号別4の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第70号 号別1から号別4につきましては、原案のとおり決定いたします。  
続きまして、号別5の審議となりますので、私と澁谷委員は一度退席し、職務代理者に務めていただきます。  
酒井委員、お願いいたします。  
暫時休憩します。

《林会長、澁谷委員退席》

職務代理者(酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。  
それでは、引き続き会議を進めます。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 号別5の合同会社●●●についても、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。  
なお、主な変更箇所として構成員の総数が昨年と比して11名から8名となりました。内訳といたしましては、離農1名、株式会社●●●の稼働に伴う脱退が3名で計4名の減であります。その株式会社●●●で1名の追加となっていることから、最終的には3名の減ということであり  
ます。  
以上、議案第70号 号別5の説明とさせていただきます。

職務代理者(酒井委員) ただいま説明のありました、議案第70号 号別5の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

職務代理者(酒井委員) 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、議案第70号 号別5について、原案のとおり決定することにご  
せんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

職務代理者(酒井委員) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第70号 号別5につきましては原案のとおり決定いたし  
暫時休憩します。

《林会長、澁谷委員入室》

職務代理者(酒井委員) 林会長、澁谷委員にお伝えします。  
議案第70号 号別5につきましては原案のとおり決定いたしました。  
それでは、議長を交代いたします。

議長 休憩を解き、再開いたします。  
それでは、引き続き会議を進めます。

議長 日程第5 議案第71号「農用地利用集積計画の作成の要請」を議題といたします。なお、議案中、号別2につきましては、私と澁谷委員が会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、号別1の審議終了後に一度退席し、職務代理者に務めていただきます。それでは、まず号別1について、事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第71号「農用地利用集積計画の作成の要請」  
下記の農用地利用集積計画は、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糖町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

令和4年7月26日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをご覧ください

「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」。

号別1、貸主 ●●●、借主 ●●●

土地の所在地は●●●のほか合計8筆。面積は、●●●平方メートルになります。賃借料は年●●●円。令和4年8月6日から9年間の契約となっております。

位置図及び地番図については、20ページ、21ページに記載しております。以上、議案第71号 号別1の説明とさせていただきます。

議長 ただいま説明のありました、議案第71号 号別1の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、議案第71号 号別1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第71号 号別1につきましては原案のとおり決定いたします。  
続きまして、号別2の審議となりますので、私と澁谷委員は一度退席し、職務代理者に、務めていただきます。  
酒井委員、お願いいたします。  
暫時休憩します。

《林会長、澁谷委員退席》



- 職務代理者  
(酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。  
それでは、引き続き会議を進めます。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
- 澁谷係長 号別2、貸主 ●●●、借主 合同会社●●●  
土地の所在地は●●●のほか合計3筆。面積は、●●●平方メートルになります。賃借料は年●●●円。令和4年8月15日から6年間の契約となっております。  
位置図及び地番図については、22ページ、23ページに記載しております。  
以上、議案第71号 号別2の説明とさせていただきます。
- 職務代理者  
(酒井委員) ただいま説明のありました、議案第71号 号別2の質疑をお受けいたします。  
(質疑等がある場合は、質問委員を指名してやりとりする。  
質問が終われば「ほかに質疑ございませんか」と問う。)
- 出席委員 (なし)
- 職務代理者  
(酒井委員) 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、議案第71号 号別2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 出席委員 (「異議なし」の声あり)
- 職務代理者  
(酒井委員) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第71号 号別2につきましては原案のとおり決定いたします。  
暫時休憩します。  
《林会長、澁谷委員入室》
- 職務代理者  
(酒井委員) 林会長、澁谷委員にお伝えします。  
議案第71号 号別2につきましては原案のとおり決定いたしました。  
それでは、議長を交代いたします。
- 議 長 休憩を解き、再開いたします。  
それでは、引き続き会議を進めます。
- 議 長 日程第6 議案第72号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見」を議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
- 澁谷係長 議案第72号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見」。  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、白糠町から意見を求められた下記農業振興地域整備計画の変更について、本会の審議を求める。

令和4年7月26日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。

次のページ及び別紙をご覧ください。  
意見聴取の内容（変更内容）は土地利用計画の変更になります。  
内容についてご説明いたします。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定によりまして、市町村が農業振興地域整備計画の変更をしようとするときは、農業委員会の意見を聴くことになっております。

号別1から号別4までのいずれも、農業振興地域内の除外地について、現況は採草地及び畑地であることから、令和4年度より中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金の対象地とするために集落の協議会より農地の用途区分に編入を求める申請及び、混牧林地、農業用施設用地の一部を農地へ用途変更する申請による土地利用計画の変更であります。なお、農業振興地域整備計画のガイドラインによる農地編入の同意基準は、10ha以上の集団性のある農用地の一部であるとなっております。

以上、議案第72号の説明とさせていただきます。

議長 議案第72号の質疑をお受けいたします。  
(質疑等がある場合は、質問委員を指名してやりとりする。  
質問が終われば「ほかに質疑ございませんか」と問う。)

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第72号につきましては、原案のとおり決定いたします。  
以上を持ちまして、本日本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。  
これを持ちまして、第21回農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

( 閉会時間 午後2時10分 )